

【町田市薬剤師会の日本薬剤師研修センター認定シール発行について】

日本薬剤師研修センター認定シールのオークションサイトでの不正流通の発覚を受けて、平成31年3月4日の日本薬剤師研修センターからシール発行に関する通知が来ました。4月から町田市薬剤師会での認定シール発行の手順を下記のように変更致しますので、皆様ご協力の程、よろしく御願い致します。

【変更点】

1. 記名頂いた氏名を日本薬剤師研修センターへ提出致します。『シール発行＝同意頂いたもの』とします。(シール不要であれば同意なくとも良いです)
2. シール発行は薬剤師である事を証明できるもの(例：薬剤師免許コピー(電子媒体可)、会員証、災害活動薬剤師認定証等)の提示を必須とします。4-5月までは忘れてもお渡しますが、6月以降は提示を必ず徹底致します。
3. 認定シールは『薬剤師』が認定を取るもの(実施要領1)なので、薬剤師免許をお持ちでない方にシール発行は致しません。
4. 今回の事象は勤勉に研鑽している薬剤師にも影響する出来事でした。しっかり学習している証(あかし)として、また町田市の薬剤師は適正に研修会を行っている事の証明としてご協力をお願い致します。

Q&A

Q：薬剤師であるもの証明は他に何か使えるか？

A：証明できれば他のものでも良いが、名刺、バッジ、研修手帳など自作・貸し借り出来るものは不可。

Q：薬剤師免許を持っていない人の研修会参加は？

A：研修参加は出来るがシール発行は致しません。

Q：薬剤師の証明を忘れたら？

A：4-5月は発行しますが、6月以降はシール発行致しません。

Q：後日の提示ではダメですか？

A：出来ません。残ったシールは速やかに返却するので、後日発行は致しません。

2019年4月12日

町田市薬剤師会